



Title	ランカシャー綿業の産業構造(二)
Author(s)	琴野, 孝
Citation	北海道大學 經濟學研究, 4, 61-89
Issue Date	1953
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30996
Type	departmental bulletin paper
File Information	4_P61-89.pdf



ランカシャー綿業の産業構造 (二)

琴

野

孝

一、はし が き

二、ランカシャー綿業の起点(以上前号)

三、ランカシャー綿業の確立(一部前号)

四、ランカシャー綿業の展開(一部本号)

五、産業革命への展望(以下次号)

六、結 語

(二) 「ファスティアン商人」(Fustian dealer)

旧来の羊毛及び麻工業についてわれわれの考察してきたところによると、小土地保有農民の生産に基礎をおいていたランカシャー工業の構造は、十六世紀の発展期において産業構造の組織化が進捗するとともに、小生産者の原料並びに

製品市場との直接的接觸が漸次に隔絶され、かつ仲介商人の介入と信用制度の創出が次第に進行する傾向を帯びた。ウオヅワースはかゝる趨勢を「資本制組織への自然の一步」と称し、しかもその際に商人乃至商業資本の資本制生産發展に演ずる役割をランカシャー綿業に関して具体的に検証しているのであるが、以下に主として彼の業績に基いて若干の紹介を試みよう。

右の動向は十六世紀の末に至ると益々明確な事実となつて現われる。例えば、かの「羊毛売買期間制限条例」に反対する一五七七年の請願者たちの“the trade will be driven into a few rich men's hand”と云う予見は、モスリー家、ティピニング家、リルストン家などマンチェスターの富裕な商人織元の生誕となつて實現しているが、これら家柄は相互に結婚、徒弟奉公、パートナーシップの紐帯で以て密接に結ばれ、行政面においても市政の重要な地位を交互に踏襲する名門となり、マンチェスターのブルジョアジーの中核を形成するに至つてゐる。さて、既述の如き事情の裡から新に發足したファステイアン工業は最初から大資本の機能がその産業構造に顕著な支配力を及ぼしているのであるが、従つて大規模な織元たる「ファステイアン商人」の経営もこの工業が發足した十七世紀の初頭から直ちに認められる。綿業に携わつて致富し、永く名門の地位を保持した商家の嚆矢として、こゝにチェタム家の年代記と業務内容を略記し、當時の産業構造についての示唆を与えよう。

マンチェスターの商人に多くの例をみる如く、チェタム家も農民より身を起して産をなし、数代を経ずして名門の地位を確立した家柄であつた。始祖エドワード・チェタムはマンチェスター近傍の leaseholder であつたが、一五四一年に“merchant”と名乗つてゐる。その子ジェームズ（一五七一）は lease を相続し、マンチェスターに進出して土地と借地権を買い加え、自らを“yeoman”とも、“merchant”とも称じてゐる。彼は當時のマンチェスターに典型的な仲介商人 (middleman) であつて、ハル、リヴァプール、チェスターにて輸出向の織物を売り、同時にかゝる港市よ

り仕入れた麻や綿糸を農村の生産者に掛売りするのであるが、しかもかゝる取引に随伴して、一方で貿易港の商人に、他方で農村の生産者に対して信用關係に立つている。尤も、前者とのそれはチェタムの側からの積極的な信用授与というよりも、取引の主導性を握つた輸出商人が織物購入に際して一部現金払、残部手形払をなした結果かも知れない。然し、後者に対する信用供与は商人の生産支配への展望を含む信用關係として注目に値するのであつて、二八封度、三十封度の麻を掛買ひする如き零細生産者を対象とし、その隣人から保証人を取りたてゝゐる。かくして例えば、オークリンタンのロバート・チャダータンはアレクサンダー・スミスの掛買ひした麻糸の保証人としてセシリングの債務をチェタム家に負うていたという如く。

ジエムズの息、ヘンリー（一六〇三）もまた sackcloth などを取扱う“merchant”であつたが、彼の四子はそれぞれ毛織物と麻織物の双方を取引して成功した clothier であり、linen draper であつて、チェタム家がマンチェスターの「ファステイアン商人」として重きをなしたのはこの世代においてであつた。長子ジエームズ（一五六五—一六五四）と三男ハムフリイ（一五八〇—一六五三）は linen draper たるサミュエル・ティピイングのもとに徒弟奉公をなし、二男ジョージ（一五七六—一六二六）はサミュエルの弟で“grosser and linen draper”であつたジョージ・ティピイングに徒弟入りした。

ジョージ・チェタムは徒弟奉公中既にロンドンに移つてティピイング家代理人の職務を果していたが、満期後も引続きロンドンにとどまつてマンチェスターとの交易に従事したらしく、一六一〇年頃にはジョージ・ティピイングとパートナーシップを結び、旧主の事業に三二〇磅を投資している。その營業内容は両者ともに clothier して麻織物・棉花・綿糸・毛織物の売買に従事するのであるが、ティピイングのマンチェスターで購入した織物をチェタムがロンドンで販売することを主幹としていた。これに対してチェタムは、毛織物取引の利益の三分の一と、麻織物・棉花・綿糸取引の利益

の二分の一を取得するほかに、“sackclothes”や“fustians”などの織物の販売に関して年額二六磅を受領することになつてゐる。勿論、この経営の重心は明らかに毛織物売買にあり、さればティビニングがその利益の三分の二を享受していたと思われる。それにしても、チェタムが棉花及び綿製品から得られる利益により多くの分前をおさめていた事實は、後述するチェタム兄弟のファステイアン織を基礎とした事業への移行を促したと考へて差支えなからう。すなわち、当時他方でジョージ・チェタムは徒弟満期の弟、ハムフリーと共同して事業を営むに至り、一六二六年に彼が世を去るまで継続してバートナールシップを結んでゐるが、その経営内容は、例えば一六一九年に更新された定款によれば一万磅の共同出資をなすほど大規模であり、しかもこの資本を利益均分の条件のもとにファステイアンを主にした商品の取引に充用してゐる。この場合にもジョージはロンドンに駐在し、“grocer”と名乗つて棉花買付け、ファステイアン販売等を分担するが、ハムフリーはマンチェスターにあつて“chapman”と称し、ロンドンより輸送された棉花を種々な形で農村の生産者に販売し、購入した織物をロンドンに送付する。されば、バートナールシップ終末期六月十七日より十二月十五日まで六ヶ月間の取引実績は、棉花三六捆半をロンドンで仕入れ、うち三十捆を概ね一捆（通常二四〇封度）ずつ卸売に、四捆半を少量ずつ小売にしている。ところで、少くともその半ばが明らかに掛売りされていることは十一月八日付の帳簿より確認される。それによれば、一捆平均二一磅の価格で、卸売に十七口三三四磅十一志八片が、小売に三口十八磅十志一片が売掛金として支払期日明記のうゑ記録されているのみならず、これと並んで、麻糸についても、卸売に五口（八八〇封度）八九磅十三志四片が、小売に二口一磅一四志六片が同様の方法にて売却された旨記載されている。⁽³⁾かくして、チェタム家はファステイアン織の原料たる棉花並びに麻糸の配給業者であり、これら原料を三十六ヶ月間の信用を供与してマンチェスター周辺の fustian maker に卸売するか、或いは直接に零細生産者へ掛売りすることもあつて、中には麻・棉双方を同時に供与されている者が前記帳簿の上にも認められる。しかも、同家の経営

機能は既に單なる商人としての枠を超え、商品交換の価格差のみより利益を搾出するものではなく、或程度まで生産過程支配への志向を萌芽的に内包していたのでなかろうかとも推測される。尤も、この点を具体的に確証するすべもないが、チエタムは紡糸・織布・仕上に関して広汎な地域に多数の人々を雇傭していた *manufacturer* であつたと言われるし、先の前渡し原料の代金も通常製品をチエタムに納入することを以て相殺・精算されたものと思われる。たゞ、凡ての原料が掛売りされた訳でないのと同様に、フアステイアン織購入においてもチエタムは *open market* たるポルトン市場で買手の筆頭であつた。これらフアステイアンは仕上げをなしてロンドンに送られるが、一六二六年八・九月の八週間に毎週二・六捆づゝ發送し、合計二七捆、一〇五一疋、総額一〇八四磅（一疋に付、十四志一・二五志六片）に達している。猶このほか、チエタムの取扱商品は *frises, cottons* などの毛織物から、織布工の使用する雑多な諸道具や日用品に至つてゐるが、それは全く本業たる「フアステイアン商人」の営みに隨伴してゐるに過ぎない。

更に注意を惹くのはチエタム家の土地乃至金融業への投資である。すなわち、以上に述べた如き「フアステイアン商人」としての営みが可成りの資本蓄積を実現しても、餘剰資本の綿業への拡大投資は凡ゆる面で制約されていた。例えば、原棉の直接輸入はレヴァント・カムパニイの独占に抑えられ、フアステイアンの海外輸出は彼の織物が主として国内市場向であつたせいもあつてこれにも携われず、総じて貿易分野における活動はマンチエスター商人にとつて未だロンドン商人に対する程門戸が開かれていない。従つてもともと生産部面への投資が唯一の活路であつたに拘らず、この段階の家内工業を対象としてマンチエスター商人の資本が積極的に生産を支配し、生産費の引下げによつて利潤の獲得を意図しうるまでには客觀的条件が成熟していなかつた。これは後年直接生産者層の分解が更に進展することによつて歴史の日程にあがるべき事柄に属するが、ともかく彼等の余剰資本はせいぜい主として農村の小前貸資本家に原料の前渡しを行うか、または彼の織物を購入する商人に対して販売期間の信用を認めるかの程度を超えて危険なく充用しうる可

能性が殆んどなかつたのであろう。かくして、彼の余剰資本は綿業を出て他の安全な捌口を求めたのである。

ジョージとハムフリイのパートナーシップは既に一六一九年以降「ファステイアン商人」としての業務を拡張するよりも寧ろ余剰資本を土地購入に投じている。二年にはクレイトン・ホール（マンチエスター近傍）の土地を四七〇〇磅で購入し、引続き四年間に隣接地を一一〇〇磅にて買い加えている。更に、ジョージ死後も二八年にはボルトン附近に借地農六〇人を擁する土地を三五〇〇磅で等々という如く、以後益々広大な土地を掌中におさめてジェントルマンへと転化して行つた。これらの土地は窮乏した貴族より購入したものが多く、しかも彼らに對する貨幣貸付の結果抵当流れて獲得したものも尠くない。殊にそれはビュリタン革命中の王党派に對する土地沒收や和解金賦課により旧土地貴族の没落するに應じて頻々であつた。尤も、チエタム家が貴族を對象として大規模に演じたと同様の機能を農村の織元は小生産者を對象として行つていたのであるが、ウォヅワースはかゝる金融と抵当に基く社会的階級の再編を「小社会革命」(a minor social revolution)の機構メカニズムと名づけている。ともあれ、チエタムは地主であると同時に地方銀行家の先驅者となつていたが、ハムフリイの一六五三年にのこした遺産額は、五六八八磅が貸付金及び抵当であり、現金は六七四八磅、商品その他の動産は一四五九磅であつたという。

以上チエタム家の経営により「ファステイアン商人」の機能を瞥見したのであるが、この種の多彩な社会的活動を続けた商人の例は当時のマンチエスター商社に決して珍らしくない。例えば、ソオルフォードの chapman であつたヘンリー・リグリー以下多くの linen draper, woollen draper の名も挙げられるが、殊にリグリーは二十年代よりファステイアン取引に携わり、矢張り土地購入と金融業に余剰資本を注入し、ハムフリイの後任としてランカシャーの high sheriff の職にも就いている。一六四六年における次の如き財産評価は彼がチエタムと全く同様のファステイアン商であつたことを示す。すなわち、彼はロンドンにファステイアン等の商品在庫を五一四三磅、同じくロンドンにおける商

品取引の結果と思われる債権を五一三四磅、現金と合計して一〇、四〇一磅有したし、焦げつきの貸金は一八〇一磅で、うち農村には利子付で四四磅から五五〇磅までの額を十九口もつていた。このほか一六四一年にリグリーが他のマンチエスター商人とともにブリistolに船載される西印度棉の全額を購入せんとしていることは、ロンドン市場で外国貿易から締め出された新興商人が重要性を増しつゝある植民地棉花の輸入を独占せんと企図した事例として興味深い。

註(1) この項の敘述は主としてウオヅワースとマンの共著の第二章第一節「マンチエスターのフアステイアン商人」(二九—三五頁)に依拠した。

(2) モスリイ家はニコラス(一五二七—一六一二)の一代にロンドンとの交易に従事して産をなし、マンチエスターとハフのマネーを買いとつた家柄であるが、その孫アントニーが一六〇七年に遺産とする処は次の如きである。以て十七世紀初の織元の経営規模が察せられよう。

(自宅にあつた織物)				(商人及び仕上工のもとにあつた織物)			
	pieces	£	s. d		pieces	£	s. d.
Broad Whites	70	157	10 0	Broad Whites	46	107	6 8
Graies	38	57	0 0	Graies	34	51	0 0
Cottons	13	20	16 0	Graies	30	45	0 0
Black Cotton	1	1	10 0	Cottons	6	9	0 0
Rett Canvas	12	10	10 0	Graies	1	1	10 0
		£ 247	6 0			£ 224	6 8

このほかに、主として織物取引に伴つて発生したと思われる債権が一三〇〇磅であつた。(Daniels, op. cit., P. 33.)

(3) このほか、貸付金も含めて、当時の帳簿は次の如く要約される。

Money lent in various sums (the highest being £ 200 and lowest £ 1, 10 s.)	£	s.	d.
	785	9	4

To Wool sold to a great many persons
Ditto
Wool sold by retale
For Irish Yeorne
For dossen Yarne

	124	18	8
	210	13	0
	18	8	0
	89	13	4
	1	14	6
In all	£ 1230	16	10

(Ibid, P. 35.)

(三) 十七世紀の産業構造

前項の敘述からも幾分の示唆を得られたであろうが、ランカシャー綿業の構造を確立期について以下に補足しよう。輸入が間歇的で、かつ価格変動の激しい棉花を、巧みな市場操作によつて大量に購入したチエタムやリグリーなどの大商人資本家は、これをマンチエスターに輸送し、彼らの手を経て生産者へ配給する。彼らはアイルランドや大陸からの輸入麻糸をもほど棉花と同様に取扱う。然し、大商人自らが生産者層群の基幹をなしたと思われる半農半工の織布工や紡績工に原料の給付を直接に行つたのはさほど支配的な配給路でない。寧ろ両者間にチエタムが棉花を卸売した fustian maker やリグリーが棉花売却を委託した webster⁽¹⁾の如き地域的な活動圏をもつた仲介商人層の介在するのが常態であつた。そして、これら農村に拠点をもつ中間的前貸人が small country employer として各自繩張り内の小生産者に原料を供給し、圈内の小生産者は概ね両市場との直接的接触を遮断されていたものと思われる。その上、大別して二段階に分れるこの原料供給機構はいづれも広汎な信用によつて媒介され、極少量の取引に至るまで殆んど凡ゆる

売買が上級資本家よりの信用授受關係を伴つていたのである。かゝる資本乃至信用の商業より産業への移入（アンウィンの所謂「内的下降的移入」²⁾）は家内工業の形態にあつた十七世紀のランカシャー綿業を發展せしめるうゑに推進的媒介の役割を果していたのであつて、これについては先の十六世紀についても一言した如くである。尤も、チェタムの例に示された通り、マンチエスター商人の生産支配は、主として農村の小前貸問屋との間の売買關係において原料の前貸に対する製品の買占という形の緩やかな支配内容を示し、しかも後者は直接生産者に再前貸しているのであるから、この点よりみれば間接的な問屋制支配たるに過ぎない。のみならず同時に彼らは地方市場における織物の購入という純商業的機能にも重大な関心を払つてゐる。従つて、一応はその機能を未だ「恐らく生産の現実の組織者であるよりも、寧ろ配給業者であり商人であつた」とも稱しうる。³⁾

マンチエスターの大商人より原料を購入するか、又は信用期間を与えられた前渡によつて原料の供給を受けた *fustian maker, webster, chapman* 等の中間的前貸問屋乃至仲介商人は、或いはこれを *farmer weaver* などに再前貸をし、或いは週市にて販売し、或いはまた小織元と直接取引を行うが、最後の場合においても現金で即刻支払われるのは少額であり、矢張り数カ月の信用を与えたり、手形の使用が行われる。然し、これら農村の小資本家は概ねその地のひとりの資産家で、マンチエスター商人との關係においても一応の独立性を保ち、必ずしも一人の商人との信用關係に拘束されて取引の自由を失うことはなかつた。更に、彼らは織布・仕上など若干の工程に關して自己の職場を經營することも稀でなく、これらの点からすれば農村の生産者層に対しても尠からざる親近性を有し、彼らこそ正に農民乃至工業生産者自身の隊伍から擡頭して「半製造業者、半商人の資本家的要素」に上昇して行つた端初的産業資本家層の母胎であつたと考えられる。

ところで、当然のことながら、彼らの小生産者に対する前貸額は極めて零細で、その支配内容も生産者の独立性喪失

ランカシャー綿業の産業構造二 琴野

如何に應じて緊縛度を増す。例えば、先述したジェームズ・チェタムの営みもその例であるが、ファステイアンに関してはブラックバーンの mercer ウィリアム・レヴァンズが一六〇九年に提訴している記録を些か興味あるものとしてあげることが出来る。⁽⁵⁾

Name	Place	Occupation	debtor for	amount £ s. d.
Geo. Cowborne	Livesay	fustian weaver	fustian wool and cloth	17 2
Thos. King	"	"	fustian wool and flax	1 10 0
Alex. Houghton	Witton	"	fustian wool	3 6 0
Thos. Dewhurst	Blackburn	"	fustian wool and cloth	1 3 6
Chris. Walmsley	Mellor	"	fustian wool	1 2 8
Hugh Whalley	Blackburn	"	"	17 3
John Forrest	Mellor	weaver	"	2 0 0
Oliver Turner	"	husbandman	"	1 3 4
Ed. Twentyman	Livesay	fustian weaver	"	1 10 0

こゝに列挙されたのは最下層の生産者であり、恐らく満足な土地その他の財産を所有しなかつたのであろう。それ故、少量ずつの原料を担保なしに book credit の方法で前貸されているのであつて、かゝる場合は殊に問屋に対する隷属性が強く、不利な前貸条件を甘受することもあつたと思われる。チェタム兄弟のパートナーシップもこのような小生産者に対する原料給付を僅かながら行つていたことは既に示したし、リグレイもまた一六三一年以降はランカシャー南東部各地の織布工や Chapman との間に彼らの小保有地を抵当にした取引・信用関係を結んでいるのだが、それらの契機

より支払能力の限度を超えて債務を負うに至つた生産者の土地所有権は失われ、惹いては次第に經濟上の独立性が奪われ行く傾向を辿つたことは容易に想像される処であらう。

さて、以上の概観を要約するとランカシャー綿業の構造には一応緩いながらも *fustian dealers* → *fustian makers* → *fustian weavers* というピラミッド型の支配体系が構成されているのを認めなければならない。これを綿業と併存していたランカシャー東部の、或いはウエスト・ライディングの紡毛工業と比較するとき、これら北部の紡毛工業は主として羊毛供給源が棉花の如くに局限されず、毛織物市場もより広汎であつたことなどによつて、更に緩やかな産業構造を呈している点が指摘される。例えば、織元が一方の商人から原料を掛買して他方の商人に織物を掛売する、つまり同時に双方に対して信用關係を結びながら特定の商人に拘束されないで自由な經營を続けることすら一般にみられたのである。尤も、ここにおいても、小は所謂「家父長制工業様式」とも言うべき、家族とせいぜい徒弟一人の協業によつて週に一反の織物を生産する程度の小織元から、紡績工や織布工の小規模な雇主を経て、仕上工程や商人としての機能をも兼ね管む大織元に至るまでの幅広い分布をとつて資本機能乃至経営規模の分化は進んでいたのであるが。

ところで、たとえランカシャーの綿・毛・麻三繊維工業の産業構造が形態上に若干のニュアンスをもつていたとしても、構造の内幕を規定する基本的特質においてはいづれも旧式規制工業と甚だしく異つた性格を共有する。すなわち、各々が高度な經濟的自由を分ちもつていて、凡そ大商人が現実に有効な独占を保持することもなかつたのである。これを權威によれば、「經濟的にみて、ランカシャーは極めて種々なる規模の資本を有する商人たちの錯雜という観がある。

農村工業の構造は未だ甚だ階層化されていなかった。殆んど分類しづらい程の零細な売買の集りからなる無數の取引：それは種々の型の資本家の相互に交錯している機能を默示しているが、然しそれは変化に富んでいることによつて発展しつゝある工業の活力と弾力性を、またその（新興工業）がとり代りつゝあつた規制工業とは非常にかけはなれたも

のであることを想起させる。時代は小資本の人 (small man) さえ相当の好機を掴んだ過渡期であつた⁶⁾と述べている。然りとすれば、一たび確立したファスティアン工業を着実な発展へと導く基礎になつたこの自由な構造は、たゞに綿業のみの内部事情とは考えられない。寧ろこの地の社会経済的な背景と結びあわせてとりあげねばならない。言うまでもなく、これに關しては凡ゆる角度からの考察とそれらの総合的な理解がなさるべきであるが、取敢えずこゝでは必要な限りで若干の要点を指摘するに止める。

すなわち、従来も屢々述べてきた如く、ランカシャー工業は典型的な農村工業として展開してきたのであるが、それは單に農村に立地することにより特権都市においては依然維持されていた工業規制の施行から回避されやすかつたという事情以上に、封建制崩壊後に実現していた農村社会の自由な機構を工業の面にも着々と移植してきていることを意味する。例えば、自由な土地所有制度乃至土地市場の確立、独立自営農民層の広汎な成立、エンクロージユアと資本制農業の勃興等々という一連の進展、これは農業と密接不可離の關係にあつた工業に絶えずフレツシュな息吹を送りこむ結果となり、凡ゆる階層の農民が土地所有を踏台として各々能力に応じた規模の工業生産に介入することを可能ならしめ、土地所有を積料として蓄積された資本の工業への投入を活潑にし、没落した農村半プロレタリアの低廉な勞働力を豊富に提供せしめている。これらは更に工業によつて蓄積された余剰資本の流入を俟つて農業における資本制生産が促進されるとともにその反射として一層拡大された規模で推転される。かゝる資本の農業より工業への移入と工業より農業への回流がランカシャー工業に自由な産業構造を打ち出し、かつ加速度的な發展を推進する重要な契機となつていたことは疑い得ないのであり、この活潑な交流への途を開いていた農村社会の構造が工業構造の基盤として挙げられねばならない。然しこの点は程度の差こそあれ普ねくイギリス全般に認められる事実であつて、單純にランカシャーのみの個有現象とは認められない。従つて別の条件が考えられねばならず、綿業が典型的農村工業として完全な自由を享受

し得る上にはこの地方において都市工業との対立が殆んど微弱であつたという事情が次に指摘されねばならない。

周知の如く、十六・七世紀のイギリスには特権都市の工業を新興農村工業との競争から保護するためテューダー・ステュアート朝の工業規制が繰返し制定されたのであつて、前者の利害に基いて産業の国家統制を維持することが当時の一貫した政策であつた。いまその意義に関して改めて贅言を費す必要もないが、この政策も少数の勢力劣弱な特権都市を擁したに過ぎないランカシャーにおいては畢竟満足なる成果を収めていない。織布工業例然り、徒弟法も然りであつた。これを例えば非特権都市ロッチデールにみても、僅かに数条の街並と市場のある十字路をもつに過ぎず、建物は概ね織物取引の商談される宿屋、羊毛店、clothier, mercer, draper の店及び倉庫、縮絨・染色工場からなる貧弱な町であるに拘らず、周辺十一マイル平方の小保有地に散居する夥しい数の生産者たちにとつて織物の仕上及び市場中心地としての役割を果し、織元ですら倉庫を町にもちつゝ仕事は数マイル離れた保有地で営むという状態であつた。それ故、およそ殊更に保護すべき都市の利害も考えられず、都市と農村の利害は一致していたと言うよりも寧ろ都市の利益は農村工業の繁栄に依存していたといふべきであつた。されば農村工業の存立と両立し得ない工業規制の適用は除外せざるを得ないのも当然であつた。尤も、こゝにおいても絶対王政の伝統的政策から全く無縁であり得たのではなく、況して手離しの自由を享受していたのでもない。農村工業地帯の中心にあつても、例えば隣接ウェスト・ライディングのリーズは一六二六年に特許状が下附され、一部商人の策動が功を奏して新な特権都市として発足している。ランカシャーではたとえかゝる少数富裕商人層の独壇はみられなくとも、十七世紀に入つて農村工業が侮り難い競争者として登場するにつれてこれを特権組合コッポレイションの支配下に包摂せんとした試みが一般に企てられた。例えば麻織物工業の中心地ブレズトン（特権都市）においては trading oligarchy を形成していた上層市民層が一六二八年に都市の代表的な産業を包括する特権組合を結成し、前世紀の法令を援用して農村商人を締め出し、徒弟法の遵守を迫つて農民の商工業に介入することを排除

せんと策した。これはたちまち農村を基盤とする仲介商人との広汎な闘争に導いたのだが、然し如何に立法の力を借りようとも彼らの勢力圏外に滔々と展開していた農村工業の既成事実を覆すべくもなかつたし、ランカシャー社会の構造が土地所有や農業生産における変革を基軸にして著しい変貌を遂げていた結果、世情は既にそのような排他的独占を是認し得なかつたのであつて、それはこの事件に係る法廷における判事の言葉にさえ表明されている。⁽⁷⁾このような工業規制を強行しようとする試みは右のほかにも屢々繰返されているが、それらは農村工業に国家規制の桎梏を課することにより凋落しつゝある都市工業の地方的独占を固守せんとする。さればそこには階級的利害の対立關係が認められるのであり、特権都市勢力の微弱なランカシャーにても農村工業に立脚する生産者乃至商人層の積極的な闘争を俟つてよくその「産業の自由」が実現され維持されたのであつて、かゝる闘争の第一線に立つた有力な分子が今や生産の組織者として擡頭しつゝあつた農村の新興商人資本家層を含んでいたことも銘記されねばならない。更に、かゝる都市地方主義 (urban localism) とクラフト・ギルドの独占を一掃することは、商業の部面 (殊に外国貿易の領域) における商業資本の制限的独占を排除することと共に、ドッグによつて端初的産業資本の生成乃至資本制生産発展の基本的要件として挙げられているところであるが、両者はまたビュリタン革命を頂点とする十七世紀の政治的闘争における陣営構成形成の契機をもなしていた。この前者が比較的安易に達成されつゝあり、この後者についても、(初期のランカシャー綿業にとつてはさほど痛切な桎梏とは感ぜられなかつたと思われる外国貿易の独占を一応除外すると)、先述の如く大商人に独占なく、煩瑣な制約のない公開市場がマンチェスター、ボルトン、ロッチデール、ベリー、ブラックバーンの各地に数多存立していたのであるから、正に以上に述べてきた自由な産業構造は資本制生産展開の基礎条件を完全に準備していたものと言えよう。しかも、相次ぐ革命の帰結に応じて凡そ独占の威力が喪失されてゆくに伴い、その前途が益々開かれて行つたことは言うまでもない。⁽¹⁰⁾

さて、かくまで大幅に解放されていた産業構造は農村を地盤とするさまざまな型の小資本家群を生み出し、彼らに自由な経営を積極的に続けしめているが、再び元に戻つてこれら農村資本家層の多彩な活躍に目を転じよう。差当りリチャード・ヘイウッドの次の如き生涯はその典型と考えられる。⁽⁹¹⁾

リチャード・ヘイウッド（一五九六—一六六七）はホルトン近傍に自由保有地と縮絨場を所有するヨーマンの家柄に生れた。父は大工であつたが、彼はこの地方のならわしに従つてファステイアン織布を仕込まれて成人し、結婚後独立して織物取引に従事している。然しそれは失敗に終つて莫大な債務を負うに至り、暫時苦難な時期を餘儀なくされたが、再び小親方としてファステイアン織布に営々といそしんだ結果、やがて窮地を脱して次第にファステイアン取引をも手びろく営むに至つた。殊に綿業の繁栄期たる二十年代よりは相当の利得をおさめるようになつて、ロンドンとの直接取引にまで進出しているが、この当時彼はチェタム家より多量の棉花を購入している。かくて壮年期の彼は順調な繁栄を遂げ、土地・家屋・製紙場などの資産を蓄え、成功はしなかつたが炭坑をも試みている。然るに晩年には蘭英戦争中の棉花飢饉が訪れ、ファステイアン織を放棄して毛織物への転向をはかるの止むなきに至つてゐるが、縮絨場を所有していたので毎週ロッチデールの週市に向ひて仕入れた織物の仕上をそこで行つてゐる。この毛織物も矢張り代理店を通じてロンドン市場に売却し、相当の収益を挙げたのであるが、代理店の背信などにより一二〇〇磅に上る負債に陥り、再び危険に見舞われた彼は土地を売却してこれの清算にあてざるを得なかつた。

このように、チェタム家やリグリー家がひたすら繁栄に向つたと同じ時代に、ヘイウッドの如き農村小資本家の波瀾に富んだ生涯があつた。そして彼ら小資本を有する人々の活潑な資本家活動は同時にこれら端初的産業資本家層の自己分解を不断に伴つてゐる。ところで、ヘイウッドの小親方より Chapman への跳躍、続いてロンドン市場への進出という発展期においても、また末年に没落の途を辿つて多数の資産が差押えと強制売却を蒙つた悲運な時期においても、終始この農村資本家の経営を側面から強力に支えていたのはその土地所有であつたことが窺ひ知られる。同時に彼の如き小資本家の経営を成功に導いたのは週市の存在であつて、凡そ生産者の信用関係が健全である限り原料供給を特定の商人に緊縛されなかつたという自由な産業構造のもとにおいては、この週市を通じての売買が外部商人との直接的取引関係

をもたない独立織布工乃至小織元の独立経営を維持させていた。更にこの週市は農村の小商人資本家層にとつても活躍の地盤であつて、商業的機能を兼ね営むに至つたヘイウッドが週市より織物を購入したことは先の如くであるが、こゝでは小織元との間に原料の購入から仕上・製品発送に至るまでの凡ゆる契約がとりかわされるのであつた。尤も、週市に關与するのは右の如き端初的産業資本家層（すなわち、小産業資本家及び事実上は屢々これと重なりあつてある程度まで生産の組織者たる役割をも果していた小商業資本家）のみに限らず、マンチエスターの「フアステイアン商人」や農村工業の組織者への志向をもつたロンドン商人すらもこれを利用してゐる。反面、ロンドン市場乃至外国貿易への介入が小資本家層に対して全く締出されてゐたところか、彼らのこの領域における積極的活動の実例は幾多も認められるのであつた。例えばヘイウッドもその一例であるが、織元が直接ウエイクフィールド市場に織物を直売していることもあつて、そのような場合も大抵は商品が捌かれるまでの期間の信用を買手たる商人仲介業者に認めるのであつた。然し殊に注目すべきはリヴァプールなど西海岸諸港よりの輸出貿易に対する小資本家の介入であり、後背地の大商人のみならず、小織元、小商人、地主等々の小額資本の投入がリヴァプール港發展に貢献するところは大であつたといふ。

最後に Manchester men の活躍について附言しておこう。彼らの中には一回の旅行で数千磅に及ぶ織物を携えた者もあつたが概して chapman の名に相應しい小商人であり、clothier や linen draper から前貸を受けた織物を駄馬に積み、その群を率いてイングランド各地の大市や市場町へ旅行する。この織物はそこで販売するのみならず、道中の村々でも小売店に卸売し、その際数か月にわたる信用期間を与えるのであつた。売れ残りは宿屋に預けるが、帰路には羊毛などを仕入れて駄馬につけ、それを織元などに売り渡す。かくの如き旅商人はまた單なる行商人とは異つた小資本家層でもあつた。⁽¹²⁾

猶、ついでながら指摘すると、麻糸の紡績に關しては、ランカシャー西部及び西北部のこれが行われる地帯に小仲介

商人が多数にあり、原料と糸の授受によつて農村における麻糸生産を組織していた。これらの糸は輸入糸とともにプレストン、ボルトン、マンチエスターの麻糸市を通して販売され、織布業の行われる地域にはこれを漂白して販売する小商人があつた。またファステイアンの仕上工程についても十七世紀には未だ漂白、染色、艶出業者がそのみを専業とする別個のグループをなし、大商人は彼らに仕事を下請させていたのである。

要するに、以上の如き生産者乃至商人の経済活動によつて発展を遂げつゝあつたランカシャーの繊維工業は高度の「実践的個人主義」(practical individualism)を以て貫かれていたという特質を有した。「その産業構造は流動的であり弾力的であつて、そこには種々雑多な構成と規模の諸企業が認められる。」エリザベス朝や初期ステュアート朝に試みられた賃銀の公定・徒弟制度の強制・製造工程の監督・市場の統制・織物検査・労働者移住の制限等々といった産業規制からも、絶対王政の企図した産業社会の階層的ヒエラルキーの構想よりも大幅に解放されていた。従つてそこには完全な「産業の自由」があり、無数の市場中心地があつた。これは爾後のランカシャー工業を成功に導いた重要な原因の一つである。またこの工業は「自己の最も適する方向に成長し発展する自由」をもつていたが、その概略の方向は商人による農村工業の組織化へと進んでゆき、端初的産業資本もこれが成育するに從いその機能において商業的要素が附加されてゆいたのであつた。この意義については改めて検討されなければならない。ともあれ、綿業はランカシャーに立地を占めるとともに広汎な信用体系に媒介されつゝ発展を続けるが、取引の量的増大に併行して生産者の独立性喪失が進行し、十七世紀末葉には緩やかな構造をとりながらも一応問屋制度の体系が完成されるに至つたのである。⁽¹³⁾

註(一) リグレイは棉花の売買と「紡績及び織布に多数の人々を雇傭してファステイアンの製造」を営む商人であつた。一六二六年にブラックバーン近傍の webster に委託して一捆につき十三志四片の手数料で棉花を売却する契約をなしている。後者はこれを

その地域で販売するか、又は自らファスティアンに織上げるが、棉花代金の支払には三か月の信用期間を与えられた。かくて六か月間に二七九磅の取引がなされた。(Wadsworth & Mann, op. cit., pp. 37—8.)

(2) G. Unwin, *Studies in Economic History* pp. 192—6.

(3) Wadsworth & Mann, op. cit., p. 37.

(4) cf. Dobb, op. cit., pp. 128—9.

(5) Wadsworth & Mann, op. cit., pp. 36—7.

(6) *Ibid.*, pp. 39—40.

(7) *Ibid.*, pp. 54—9.

(8) 徒弟法は救貧政策の一環として間歇的にその施行が強化される程度で、事實は小特権都市においても実施が困難であつた。況して農村では都市小親方などの利害関係者が妨害のために違反を摘発することがあつても、法令は死文に近かつた。職業の移動乃至他の職業によるクラフト職能の侵犯は競争者排除の上からも手工業者の重大関心事であつて、これを禁遏せんと試みは特権都市以外のところでも行われた。例えば、十六世紀末にマンチェスターとソールフォードの *shearmen* は彼らの職能が商人や織元に侵蝕されたので團結して対抗しているし、一六三五年には *dyer* が枢密院に対して *shearmen, fullers, tailors* の侵犯を訴えている。更に、マンチェスターにおいてすら、十七世紀末に外部の商人が市場で取引に従事することに対して課税を試みたり、市民以外の者が売買する商品に市場税を課さんと企てられた。尤も、いづれも失敗に終つてゐる。(Ibid., pp. 59—63, 67)

(9) Dobb, op. cit., pp. 161—2.

ドップは第三の要件としてわれわれが既に述べた農業への投資を促進するような事情を挙げている。

(10) ビュリタン革命を階級間の闘争とすべきか否かの論争に拘らず、そこに階級的利害の衝突があつたことは認めざるを得ない。尤も、階級的対立を単純な二つの陣営構成に固定して考えることは不可能であろう。ランカシャーにおいても革命に先立つ十年間は都市地方主義に基づく独占回復運動が王政の支持を受けて盛んに行われた。然し内乱勃発後は中央政府の産業統制も支配力を失ひ、王政復古後は農村工業も一層自由になつて、徒弟法の適用も法律制定当時(一五六三年)に行われた産業に制限された。このような情勢では特権都市の独占権も益々弱体化し、ランカスターにおいては組合を支配していた富裕商人層に対する手工業

者乃至小商人層のレジスタンスが惹起し、後者が新しい組合を結成するという如く、都市内部の支配をすら維持し得なくなつた。(Wadsworth & Mann, op. cit., pp. 63—6.)

(11) Ibid., pp. 40—2.

(12) Ibid., pp. 49, 238.

Daniels, op. cit., pp. 61—3.

Chapman, op. cit., P. 4.

(13) Wadsworth & Mann, op. cit., pp. 36, 53, 68—70.

三、ランカシャー綿業の展開

ジェームズ・オグデン（一七一八—一八〇二）の見解といわれる区分においては産業革命以前の Manchester trade を製造業者の生活状態に応じて次の三段階に分けている。⁽¹⁾

一、一六九〇年までの時期……「マニユファクチュアラーは何ら資本というほどのものを蓄積することなく、たゞ生計のためにひたすら働いていた。」

二、それ以後一七三〇年まで……「彼らは既に若干の資産を積みはじめていたが、依然として勤勉に働きかつ質素に暮し、節儉とほどよい稼ぎによつて富を増しつゝあつた。」

三、一七七〇年まで……「彼らの生活にも奢侈な面が現れ、取引も国内の市場町に洩なく注文取を派遣した。」（産業革命の先驅期）

オグデンの説明は決して充分ではないが、それにしても十八世紀の変革期にこの産業で身を立てた人の体験を以て設定

されている右の時代区分は然るべき根拠をもっている。われわれもこゝに踏襲して差支えなからう。

名譽革命以後のランカシャー工業は急速に相貌を變じつゝあつた。麻織物は州内産業の糸を原料とするのみでなく、アイルランド、スコットランド、ドイツよりの輸入糸に棉花をも加えて cotton-linen などの新しい混織を増してゆかし、ファステイアンも多くの品種を加え、smallwares においてはロンドンで使用を妨害されていた和蘭織機を取り入れて端初的な工場経営が成立して行く。⁽⁹⁾ 毛織物についても、薄手のウーステッドが停滞気味のウールンを追い越し、数々の新種織物が東部や南西部の諸州から移入されて製造されるに至つた。fustians, checks, smallwares の所謂 “Manchester trade” の三部門はいづれも發展速度を急速にはやめた。

一方、棉花も西印度諸島や南米大陸よりの供給を加えて恒常的に輸入されるに至り、一七〇〇年には百四十万封度、十八世紀の十一二十年代には二百万封度を上下している。⁽⁵⁾ ファステイアンの輸出も次第に伸び、ヨーロッパ、アメリカ、アメリカの諸大陸に販路を得つゝあつた。⁽⁴⁾ かゝる際に、一七〇〇年に捺染・染色キャラコ輸入禁止の法律があり、⁽⁶⁾ 二年にはそれらの使用まで禁ぜられたが、それは国民的産業たる羊毛工業の印度木綿に対する保護を企図していたに拘らず、結果的にみればキャラコ代用品としてのファステイアンの織布・仕上工程に技術的改良を促しているに過ぎない。

いまやマンチェスターは六万の労働人口を擁する農村工業地帯に君臨する機業都市であり、織物取引の中心市場であつて、その人口増加はリヴァプールとともに著しいものがあつた。⁽⁸⁾ リヴァプールまたロンドン、ブリストルに次いで国内第三の貿易港となり、大西洋貿易の占める意義が重きをなすにつれてアフリカ及び西印度諸島との間の織物↓黑人奴隷↓棉花・煙草・砂糖を媒介とする三角貿易の基礎を固めつゝあつた。

註(一) John Aikin, A Description of the Country from thirty to forty Miles round Manchester, 1795, p. 158. (cit. in

Chapman, op. cit., p. 5)

(2) Wadsworth & Mann, op. cit., pp. 98 f.

Daniels, op. cit., p. 40.

(3) Wadsworth & Mann, op. cit., pp. 520—1.

(4) Ibid., pp. 145 f.

(5) 11 & 12 Wm. III, c. 10.

(6) 7 Geo. I, c. 7.

(7) Ibid., pp. 116—9, 129 f.

(8) アンチエスターは一七一一年までの五十年に人口倍加し、約一万人と推定さる。リオルフオードその他の教区を含めると一万六千人の都市であった。(Ibid., pp. 71, 509.)

リヴァプールは一七〇〇年に五、四五八、一七二〇年に一一、八三三、一七五〇年に二二、八三三と推定さる。(Henry Smithers, Liverpool, its Commerce, etc., 1825, p. 195.)

棉花及び綿糸年平均消費量

(単位 封度)

第 一 表	年 間	棉 花	綿 糸	備 考
	1698—1710	1,095,084	95,291	1705 年を除く 12 年間の平均
	1711—1720	1,476,107	77,538	1712 年を除く 9 年間の平均
	1721—1730	1,505,273	88,181	1727 年を除く 9 年間の平均
	1731—1740	1,171,787	97,807	
	1741—1750	2,137,294	46,807	
	1751—1760	2,759,916	64,137	
	1761—1770	3,681,904	75,887	
	1771—1780	5,127,689	76,849	

[再輸出を控除した輸入額を示している]

一) Merchant Manufacturer

さて、右のような綿業の發展に伴つて産業構造も漸次変貌してゆく。すなわち、商業資本の生産過程支配は次第に強
力となり、問屋制度の体系が重層化してくるとともに、それに応じて生産者層の分解が進行するのであつた。然し、か
かる問屋制支配網の組織化に拘らず、その構造が従来から保持していた「実践的個人主義」乃至「流動的弾力的性格」
を失わない「弛やかな構造」であつたことは予め注意しておかねばならない。

名譽革命以後の変化として、まづマンチェスター商人の産業的機能が増し、生産の組織者として「雇主」たるの役割
が加わつてきたことが挙げられる。尤も、産業構造の推転に応じて資本家群の交替が認められるのであつて、既にチエ
タムやリグリーの時代の商人が *gentry* の隊伍に繰り込まれて行つたあとには新なるジェネレイションの資本家層が擡
頭した。彼らもまた産業革命の麥革期までには地主への転化をなすという人的交流の激しさを示すが、然し十八世紀に
出現したこれら資本家には旧来の *linen draper* の呼称に代つて *merchant* の名称が用いられ、一層大規模な資本を
擁して多角的な經營を始める。差当りジョシュア・ブラウンとトマス・マーズダンの經營を中心として問屋制度の形態
を検討しよう。

ジョシュア・ブラウン（一六五一—一六九四）は麻織物の製造業者のもとに五か年の徒弟奉公をなした後、満期前に
独立してファステイアン織の取引に携わつた。極めて商才にたけていたのか、資本なしで出発したに拘らず忽ちにして
マンチェスターの指導的な商人となり、製造業者となつてゐる。独立後十年余の一六八二年には他のマンチェスター商人
ウォーカーと共同でロンドンの棉花商人より爾後三か年継続して毎月四十捆ずつの棉花を一捆に付き八磅十志の価格で
購入する契約をなしている。これは年間四八〇捆（一一五、二〇〇封度）、金額にしても四〇八〇磅に達する莫大な量の
取引であつて、当時の原棉輸入年額のほど一割に及んでいたと考えられる。しかもこの契約にはその棉花を「すべてフ

アステイアンに製造するか又はファステイアンと交換する」旨規約され、現金売りはしないが不都合な事情のあるときに限りロンドン商人の代理店がマンチエスターで販売する価格を下廻らないことを条件として売却を認められていた。これらの点よりして僅かの年月に彼が一介の徒弟より野心的な問屋制大商人に榮達して行つたことが知られる。このロンドン商人は右のほかにも三か年に亘つて二八八捆（月八捆ずつ）と三六〇捆（月十捆ずつ）の二口を供給する旨他のマンチエスター商人と契約しているが、いづれの場合も代金支払は売渡しの六か月後となしている。¹⁾

ところで、契約後に棉花価格が激変し、直後は十一磅にまで高騰したのであるが、爾後は下落をはじめ一六八五年には六磅にまで下つてゐる。かゝる情勢のもとに十八か月間で六四〇捆の供給がなされたのであるが、契約の履行は双方で困難となり、一方が代金支払を遅滞すれば他方は粗悪棉花を送るという有様で当事者間に訴訟が起つた。こゝでわれわれの関心を惹くのは法廷を通じて明るみに出されたマンチエスター商人の前貸経営である。それによると彼らは先の棉花を九磅一十磅十志の計算にて「ファステイアンと交換で」fustian makerに前貸しているが、その一端を示せば次の如くである。²⁾

Taking Cotton from Browne

Thomas Chetham, for 50 years a "trader in cotton wool and maker of fustians," bought in 1683 3 packs of cotton wool "by way of exchange for fustian" at the rate of £ 9 a pack.

Thomas Tetlow, fustian maker, 7 packs at £ 10 between April and Christmas, 1682.

Robert Collinge, fustian maker, 5 or 6 packs at £ 9.

Arthur Worrall, fustian maker, "by way of exchange for good," 4 packs, two at £ 9 10 s., two at less.

Thomas Boardman, chapman, several packs at £ 10 10 s.

Thomas Walker, yeoman, 5 or 6 packs at £ 10.

Edward Ogden, yeoman, 3 or 4 packs.

Richard Collier, chapman, 3 or 4 packs.

William Tonge, chapman, several packs at £ 10 "by way of exchange for fustians."

Taking Cotton from Walker

Robert Tetlow, yeoman, several packs.

James Whitaker, fustian maker, 8 packs, "in exchange and otherwise.

Robert Duckworth, 20 packs "by way of exchange."

右は供給をうけた棉花の品質が劣悪であつたことを証言するために出頭した人々であつて、その職業を yeoman とか chapman とか *man of the cloth* としてゐるが、要するに fustian maker の名に相應して、an intermediate class of middle-men manufacturers であつた。この類型の中間的前貸資本家層は既にチェタムの時代からその存在が認められるのであつて、居住地域の紡績工や織布工を原料前貸によつて支配していた小雇主であつたことは前にも述べたところであるが、さきの人名の地域的分布もマンチェスター周辺の広汎な農村に分散してゐる。彼らはまた相当の資産家であり、例えば右の William Tonge は一六八八年に一四〇磅（うち八七磅は銀貨と金）の遺産をのこしたし、土地所有關係においても相当の規模を保有したことが窺われるのであつて、マンチェスター商人との關係にも一応の独立性が維持されてゐる。すなわち、両者の前貸關係は linen draper の前渡しをなした原料を fustian maker が数か月後織物に仕上げて納品したとき原料代を差引くのであるから、現象的には売買行為であり、基抵的關係においても單純なる前貸—買占の段階における間屋制支配と言えよう。従つて、粗悪棉花によつて織布された織布の損害も一応は fustian maker に転嫁される。現にトマス・ウォーカーは "by way of exchange for good" で一梱十磅を支払うべき棉花において一梱に付き三磅近くの損害を蒙つたとも、また時には一封度十片の棉花が製品にして僅か二片の価格でしか買ひあげられ

なかつたとも述べている。尤も、fustian maker は負債によつて拘束されない限り原料の供給を特定の商人によつて縛られないから、彼の織物がこのような不利な条件で引取られる破目に陥るとウォーカーは従来年々数百封度に及んでいたブラウンとの取引を断つてゐる。しかし、ブラウンの営みは右の如き country manufacturer との関係にとどまらない。紡績工や織布工を直接に雇傭していたことも考えられるが、更に彼の棉花の尠からざる部分が二人の直屬代理商を通じて処分されている点は注目に値する。すなわち、一人はブラウンの putter-out として六十捆以上の棉花を織りあげてゐる Upper Darwen (マンチェスター北方約二十哩) の fustian maker トマス・フィッシュであり、他はこゝ八年来ブラウンの指示に基いてファステイアンを製造し一六八二・三年には四一五十捆の棉花を織りあげたと称する Little Lever (マンチェスター東北方約十哩) の fustian maker (Yeoman) ジョームズ・フアンサイドである。かくしてブラウンの如く、マンチェスター商人は半径十一マイルの地域を支配し、更に遙か遠方にも代理店をおいて前進基地としていた。

更に代理商を通じての前貸形態の理解を補うためにボルトンの大商人トマス・マーズダンの例を紹介しよう。⁽³⁾彼は自己の出身地たる Nether Darwen (ボルトン北方十哩) にヒュウ・ピカリングを putter-out として雇傭していた。後者はまた fustian maker であり、かつマーズダンの所有地の定期借地人(年二十磅)であつた。マーズダンは棉花と麻糸を給付し、ファステイアンや緯糸用の綿糸を納品させるが、これに対して紡績及び織布の工賃のほかに、ピカリングへは前貸業務代行の手数料として、ファステイアン織は品等に應じて一疋に付き三片か四片、綿糸は一封度に付き半片を支払ふこととなつてゐた。かくして一六八三年にピカリングのなした代行業務は次の如く要約される。

納付された緯糸二〇九八封度の紡績工賃(一封度につき五片から九片)……
四八磅一〇志七片
右の綿糸紡績に対する手数料(一封度につき半片)……
四磅 七志五片

上質の jeans 織四二四疋及び pillows 織二〇二疋の織布工賃（一疋につき前者は二志六片から二〇片、後者は二志二片から二〇片）……

右に用いた緯糸二九八三封度の紡績工賃（一封度につき六片又は五片）……

右の織物六二七疋に対する手数料（一疋につき四片）……

jeans 織一八七疋及び stripes 織六九疋の織布工賃（一疋につき前者は一七片から一三片、後者は二二片）……

右に用いた緯糸八一七封度の紡績工賃（一封度につき六片又は五片）……

右の stripes 織の経糸に用いた麻糸四六封度の購入代金（一封度につき六片）……

右の織物二五六疋に対する手数料（一疋につき三片）……

右の stripes 織に用いた四六封度の緯糸の捲糸工賃並びにそれに対する手数料（一封度につき一〇片）……

“Hamborow (Hamburg) yarne” 一一〇打（一打につき八片）及び “Quiteborow (quedlinburg) yearne” 一一打の捲糸工賃（一打につき前者は八片、後者は五片）……

オウカンハースト（ダーウイン近郊）にてマーズダンの綿糸二七八二封度の計量及び運搬に助力した労賃（一封度につき四分の一）

このほかピカリングは麻糸を買付けてボルトン納め、或いは直ちに手許で経糸として使用しているのであるが、これに

対してもマーズダンより手数料を受けていた。例えば、

一六八三年八月十七日より翌年二月三日までに五三打余を三六磅一志六片で購入し、これ

の手数料（一打につき四片）……

五八磅 一四志六片

五四磅 八志一片

一〇磅 九志

一八磅 一六志一片

一七磅 一七志八片

一磅 三志

三志 四志

三志 一〇片

一六八四年四月三十日より同年七月二十一日までに三〇打の麻糸を一八磅七志六片で購入し、

織布に用いたが、この買付けに対する手数料……

一〇志

一六八九年に一九打余を一一磅一八志五片半で購入し、織布に用いたが、これの買付け手数料…… 六志六片

このようなピカリングの putter-out としての機能はすべて手数料制に基いて、第一にファステイアン織布の「委託前貸人」であり、第二にマーズダンの雇傭している紡績工の紡ぐ綿糸の「委託集荷人」であり、第三に麻糸の「委託買付人」であつたと要約しうる。然し乍ら、ピカリングは右の業務と全く別個にさきの fustian maker にみたのと同様の取引をも行つていたのであつて、マーズダンから給付された原料を彼の独立採算において織り、それをマーズダンに納品している。とするとこのような代理商が全く独立性を喪失していたとも言われないのであつて、現にピカリングも一六八二年から一六八五年までは主として右のみた如き代理商たるの機能を中心としているが、次の三年間は独立経営に移り織物と交換に原料の前貸をうけて尠からざる金額の織物をマーズダンに売渡している。尤も、一六八九年以降は再び「委託前貸人」の仕事に復したのであるが。

以上の考察によつて明かにされたところによれば、マンチエスター商人の前貸経営には次の二形態が考えられる。第一はマンチエスター又はボルトンの linen draper より農村の「中間的織元層」(その名称は fustian maker, middlemen manufacturer, country manufacturer などともまだが、要するに先述の如く、「半製造業者、半商人の資本家的要素」である)に對する前貸であり、その支配内容は極めて緩やかで、「周辺よりの生産過程支配」とか、「流通行程の内部のみに止る支配」と言われる程度に過ぎない。この形態は既にチエタムの時代より認められ、この場合に農村の織元は未だ高度の独立性を保持しているし、linen draper の機能も「配給業者」としてのそれに重心がおかれていると言えよう。第二は linen draper が原料の前貸を、自ら支配しうる近在には直屬の紡績工や織布工を雇傭し彼の倉庫

から徒弟の労働によつて直接に、遠隔地の農村には直属の代理商を委嘱して間接に行う形態であつて、この場合に彼らを支払われるのは織物の代価でなくして、紡績又は織布の工賃であり、既に明白に生産過程の組織者たる性格を帯びてきている。殊にこの時代の商人が代理商を通じて広汎な地域の間屋制支配に進出したことは彼らの機能の著しい拡大を物語るものであり、恰もこの頃より往年繁栄を誇つた週市は次第に退潮する傾向がみられるのである。然し、更に一層注意を惹くのは彼らの資本機能の変質であつて、linen draper は間屋制体系の重圧下に分解しはじめた生産者をデ・ファクトの賃銀労働者として雇傭し、或いは農村の小資本家を putter-out として隷属せしめるのみならず、中には仕上工程における職場経営の直営に進出する者もあつた。すなわち、彼ら自らも「半製造業者、半商人の資本家」へと転化しつつあつたと言えよう。このような推転をなしとげた商人にこそ正に merchant manufacturer の完成した姿を認めうるのであるが、ともあれ彼らは商人でありながら既に利潤源泉を流通過程から求むるにとどまらず、今や生産過程を直接に支配し生産費を引下げることによつて積極的にその源泉を開拓せんとする。然し、後に改めて考察しようとするのであるが、このような商業資本の支配強化は決して産業構造の固定化や「産業の自由」の消滅を意味しない。例えば、右の如き情勢に伴つて生産者層の分解が漸次に進展するのであるが、それは直接生産者の一方的な窮乏を齎すものでもなく、寧ろ才能と精力ある人物にとつては織布工から putter-out へ、更に putting-out agent から manufacturer へと身分的に上昇する途が極めて容易に開かれていたのであつて、そのように開放的な間屋制度の体系にランカシャー綿業の他の地域の古い産業と異なる性格がみられるのであつた。

註 (一) Wadsworth & Mann, op. cit., pp. 74 f.

(二) Ibid., pp. 80—3.

- (3) Ibid., pp. 83—6.
- (4) cf. Dobb, op. cit., p. 126.
- (5) Wadsworth & Mann, op. cit., p. 277.